

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)
(様式第11号)

記 載 例

労働者派遣事業報告書(様式第11号)の提出にあたっての留意事項

- ・ 愛知労働局ホームページよりエクセル様式をダウンロードできます。数式が入力されていますので、各欄の合計や平均等が自動で計算されます。

《ダウンロードはこちらから》

愛知労働局HPトップ→パンフレット・様式→労働者派遣事業・職業紹介事業関係

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/pamphlet_form/_121790.html

- ・ 複数の事業所がある場合(許可番号に枝番がある場合)は**事業所ごとに提出が必要**です。
- ・ 第1面から第9面をセットで提出して下さい。**第10面以降は提出不要**です。
- ・ 正本1部、副本(正本の写し)2部、**合計3部**提出して下さい。

○労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定(以下「労使協定」という。)を締結している場合

- ・ **6月1日の時点で有効なすべての労使協定**を添付して下さい(※**36協定ではありません。**)。
- ・ 労使協定を事業所ごとに締結している場合は、事業所ごとの労使協定をすべて提出して下さい。
- ・ 労使協定を事業主単位で締結している場合は、その労使協定を提出して下さい。
- ・ 労使協定で具体的に内容を定めず就業規則などによることとしている場合は、労使協定で引用している就業規則などの該当部分も併せて添付して下さい。
- ・ 労使協定の有効期間中に一般賃金の額が変更された場合には、派遣労働者の賃金額が一般賃金の額と同等以上の額であることを確認した旨の書面(確認書等)を労使協定に添付して下さい。
- ・ 労使協定は、**写しを2部**添付して下さい。

1

許可番号	派23-000000
事業所枝番号	1
許可年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 殿

2

提出者 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 △△△△

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	かぶしきがいしゃ〇〇〇〇		
1 氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇		
2 住所	〒 (△△△-△△△△) 愛知県〇〇市〇〇区〇〇 ××-×× (×××) ××× - ××××		
(ふりがな)	△△ △△	役名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	△△ △△	代表取締役	
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ〇〇〇〇 〇〇してん		
4 事業所の名称	株式会社〇〇〇〇 〇〇支店		
5 事業所の住所	〒 (△△△-△△△△) ※ビル名階数等まで記載 愛知県〇〇市〇〇区〇〇〇 ×-×× 〇〇ビル×階 (×××) ××× - ××××		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業	2 中小企業	
7 産業分類	名称	受託開発ソフトウェア業	分類番号 3911
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	××年××月××日 5 ~××年××月××日		※直前に終了した事業年度(決算期)を記載
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有	2 無	許可・届出番号 23-ユ-××××××
10 親会社の名称	株式会社〇〇〇	6	備考
①労働者派遣事業の許可番号	派××-××××××	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	××-ユ-××××××
11 請負事業の実施	7	1 有	2 無
		うち構内請負の実施	1 有
12 備考			

※労働局記入欄

※労働局記入欄

記入欄 対照番号	記載要領										
1	<p>「許可番号」及び「許可年月日」欄について 「許可番号」（派23-〇〇〇〇〇〇〇）、事業所枝番号、「許可年月日」を記載すること。 ※事業所枝番号がある場合、事業所ごとに</p>										
2	<p>「提出者」欄について 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記載すること。</p>										
3	<p>6欄「大企業、中小企業の別」について 「大企業」は中小企業以外のものを指し、「中小企業」は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者を指すこと。</p> <p>派遣元事業主が、中小企業に該当するかについては、次の定義によって判断する。</p> <table border="1" data-bbox="488 701 1701 1211"> <thead> <tr> <th data-bbox="488 701 779 797">産業分類</th> <th data-bbox="779 701 1701 797">中小企業の定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="488 797 779 905">製造業その他</td> <td data-bbox="779 797 1701 905">資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 905 779 1013">卸売業</td> <td data-bbox="779 905 1701 1013">資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1013 779 1121">サービス業</td> <td data-bbox="779 1013 1701 1121">資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="488 1121 779 1211">小売業</td> <td data-bbox="779 1121 1701 1211">資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人</td> </tr> </tbody> </table>	産業分類	中小企業の定義	製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人	卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人	サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人	小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人
産業分類	中小企業の定義										
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人										
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人										
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人										
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人										
4	<p>7欄「産業分類」について 許可申請時（更新を受けた事業主にあっては直近の更新時）における日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類）を記載すること。ただし、日本標準産業分類に変更があった場合は、最新の分類に基づいて記載すること。 （参考：日本標準産業分類（総務省） https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm）</p>										
5	<p>8欄「事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日」について 年度報告の報告対象期間を記載すること。事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあっては、当該事業の終了の日）を記載すること。（別紙「令和6年6月提出 様式第11号「労働者派遣事業報告書」の記載内容について」を参照） 前年6月以降に新規許可を受けた事業所について、許可日以降5月31日までに決算期間末日が到来していない場合は空欄とし、第1面、第7面～第9面のみ記載する。ただし提出は、第1面～第9面全てを提出すること。</p>										
6	<p>10欄「親会社の名称」について 「親会社」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第18条の3第2項各号に規定する者をいうこと。当該親会社が労働者派遣事業の許可番号又は民営職業紹介事業の許可・届出番号を有している場合には、当該番号を記載すること。</p> <p>派遣法施行規則第18条の3第2項 ①派遣元事業主の議決権の過半数を所有している者 ②派遣元事業主の資本金の過半数を出資している者 ③派遣元事業主の事業の方針の決定に関して、①及び②と同等以上の支配力を有すると認められる者</p>										
7	<p>11欄「請負事業の実施」について 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）により請負事業となる事業を実施している場合には、1を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であって、構内請負（発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと）を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の1を○で囲むこと。</p>										

I 年度報告

8

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3
⑤日雇派遣労働者	2	0	0	2	0
⑥登録者 ※	20	—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

9

(2) 労働者派遣事業の売上高

50,000,000

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

30,000,000

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数 (実人数)

3

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

10

12

(2) 労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15	0	5	3	1	1	10	15	0	

(6) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

イ	3	9	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
			作業手順訓練	2	1・2	30	1.5
			腰痛防止教育	1	1	30	1
			整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	30	1
			危険予測訓練	1	2	30	2
			災害防止訓練	1	2	30	2

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
株式会社〇〇〇〇	〇〇県〇〇市
〇〇株式会社	〇〇県〇〇市
株式会社〇〇〇	〇〇県〇〇市
株式会社〇〇	〇〇県〇〇市
〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市

14

13

15

②その他の教育訓練 (①及び(11)に係るものを除く)

イ	3	9	訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし)・2 無償 (実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし)・2 有給 (無給部分あり)・3 無給	1人当たりの平均実施時間
			コンプライアンス研修	2	1	1	1	1

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ	ロ	ハ	ニ
紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)	紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数 (人)	紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人)	紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数 (人)
5	4	4	2

16

17

(8) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼) を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供) を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用) を講じた人数	第4号の措置 (その他の措置) を講じた人数			備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練 (雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣 (※2)		左記以外のその他の措置			
計	30	4	2	15	7	7	5	3	0	3
3年見込み	3	2	2	1	1					0
2年半から3年未満見込み	5	1	0	2	1	1	2			1
2年から2年半未満見込み	3			2	1	1	1			0
1年半から2年未満見込み	5			2	1	2	1	1		1
1年から1年半未満見込み	4			2	1	1	1	1		0
1年未満見込み (※1)	10	1	0	6	2	2	1	1		1

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者 (登録中の者を含む) に限る。

※2 (7) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)」の内数であること。

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

8	<p>報告対象期間（第1面の8欄）末日における派遣労働者等の実人数を記載すること。</p> <p>①「全労働者」：報告対象期間末日における当該事業所全体の労働者の実人数を記載すること。 ※派遣労働者以外の労働者も含めること。</p> <p>②「派遣労働者総計」：③「無期雇用派遣労働者」④「有期雇用派遣労働者」の総数を記載すること。 (②=③+④)</p> <p>③「無期雇用派遣労働者」：期間を定めずに雇用される派遣労働者をいう。 (労働者派遣法第30条の2第1項に規定する無期雇用派遣労働者)</p> <p>④「有期雇用派遣労働者」：期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。 (労働者派遣法第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者)</p> <p>⑤「日雇派遣労働者」：日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。 (労働者派遣法第35条の4第1項に規定する日雇派遣労働者) ※なお、30日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるような場合も含まれることに留意すること。 ※報告対象期間末日における有期雇用派遣労働者のうち日雇派遣労働者として雇用されている者の実人数を記載する（⑤日雇派遣労働者に人数の計上がある場合、④有期雇用派遣労働者の内数となること。）。</p> <p>⑥「登録者」：労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度（登録制度）に基づいて、派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者をいう。 ※既に雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。</p> <p>「通算雇用期間が1年以上の派遣労働者」 ：報告対象期間末日において通算雇用期間（実際に雇用された期間をいう。以下同じ。）が1年以上である派遣労働者をいう。</p> <p>「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」 ：報告対象期間末日において通算雇用期間が1年未満の派遣労働者をいう。</p> <p>「同じ職場に1年以上派遣見込みの者」 ：雇用契約期間が通算して1年以上であり、かつ、当該派遣労働者の同じ職場での派遣就業に係る派遣契約が通算して1年以上である派遣労働者をいう。</p>
---	---

(2) 労働者派遣事業の売上高 (3) 請負事業の売上高

9	<p>(2)「労働者派遣事業の売上高」及び(3)「請負事業の売上高」について 決算後の金額を記載すること（消費税含む。）。 原則として事業所ごとの売上高を記載すること（複数事業所がある場合に同一の売上高となっていないこと。）。</p>
---	---

(4) 海外派遣労働者数(実人数)

10	<p>報告対象期間内に海外派遣した派遣労働者の実人数を記載すること。</p>
----	--

(5) 派遣先に関する事項

11	<p>①「派遣先事業所数(実数)」について 報告対象期間内における派遣先の事業所の実数を記載すること。報告対象期間内に労働者を派遣しなかった場合は「0」を記載すること。</p>
12	<p>②「労働者派遣契約の期間別件数(延べ件数)」について 報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）に係る派遣期間について、総件数（延べ件数）及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、1つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。「①派遣先事業所数(実数)」が「0」であった場合は、「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をすること。</p>
13	<p>③「主な派遣先事業主(取引額上位5社)」について 報告対象期間内における主な派遣先の事業主のうち取引額上位5位までの事業主名等を記載すること。 「①派遣先事業所数(実数)」が「0」の場合及び②欄に「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をした場合には、記載の必要がないこと。</p>

I 年度報告

8

9

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3
⑤日雇派遣労働者	2	0	0	2	0
⑥登録者 ※	20	—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

(2) 労働者派遣事業の売上高

50,000,000

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

30,000,000

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数 (実人数)

3

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

10

(2) 労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15	0	5	3	1	1	10	15	0	

(6) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

イ ロ ハ ニ ホ	3 5 6 7 8	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の内容	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
			作業手順訓練	2	1・2	30	1.5
			腰痛防止教育	1	1	30	1
			整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	30	1
			危険予測訓練	1	2	30	2
			災害防止訓練	1	2	30	2

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
株式会社〇〇〇〇	〇〇県〇〇市
〇〇株式会社	〇〇県〇〇市
株式会社〇〇〇	〇〇県〇〇市
株式会社〇〇	〇〇県〇〇市
〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市

②その他の教育訓練 (①及び(11)に係るものを除く)

イ ロ ハ	訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし)・2 無償 (実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし)・2 有給 (無給部分あり)・3 無給	1人当たりの平均実施時間
	コンプライアンス研修	2	1	1	1	1

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数 (人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数 (人)
5	4	4	2

(8) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼) を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供) を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用) を講じた人数	第4号の措置 (その他の措置) を講じた人数			第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数	備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練 (雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣 (※2)		左記以外のその他の措置				
計	30	4	2	15	7	7	5	3	0	3	
3年見込み	3	2	2	1	1					0	
2年半から3年未満見込み	5	1	0	2	1	1	2			1	
2年から2年半未満見込み	3			2	1	1	1			0	
1年半から2年未満見込み	5			2	1	2	1	1		1	
1年から1年半未満見込み	4			2	1	1	1	1		0	
1年未満見込み (※1)	10	1	0	6	2	2	1	1		1	

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者 (登録中の者を含む) に限る。

※2 (7) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)」の内数であること。

(6)教育訓練(キャリアアップに資するものを除く)の実績

(6)
共通

①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」欄には5コースまでを、②「その他の教育訓練(①及び(11)に係るものを除く)」欄には3コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載し添付すること。

14

①「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」について

報告対象期間内における労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育実績を記載すること。

「教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号」欄

：主な訓練内容に応じてその内容に合致する該当号数を最大2つまで記載すること。

※実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた「1～8」までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は「9」を、同条第3項の規定に該当する場合は「10」を記載する。）

＜労働安全衛生法第59条第1項 労働安全衛生規則第35条第1項＞

1：機械、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事

2：安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの性能及び取扱い方法に関する事

3：作業手順に関する事

4：作業開始時の点検に関する事

5：就労する業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事

6：整理、整頓及び清潔の保持に関する事

7：事故時等における応急措置及び退避に関する事

8：その他就労する業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

＜労働安全衛生法第59条第2項＞

9：作業内容変更時の教育(第1項の規定を準用する)

＜労働安全衛生法第59条第3項＞

10：危険・有害業務の特別教育

「教育の内容」

：「4S(整理・整頓・清掃・清潔)運動」、「KY(危険予知)活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。

「1人当たりの平均実施時間」

：報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した1人当たりの平均実施時間数を記載すること。

15

②「その他の教育訓練(①及び(11)に係るものを除く)」について

報告対象期間内における一般教養としての訓練等(安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップ措置に関するもの以外の訓練)の実績を記載すること。

「訓練の方法の別」

：「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。

「訓練費負担の別」

：「1 無償(実費負担なし)」とは、テキスト代等を含め訓練のすべてを無償で実施することを、「2 無償(実費負担あり)」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。

「賃金支給の別」

：「1 有給(無給部分なし)」とは、用意したすべての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給(無給部分あり)」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。

「1人当たりの平均実施時間」

：報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した1人当たりの平均実施時間数を記載すること。

(7)紹介予定派遣に関する事項

16

イには、報告対象期間内に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者(派遣先)から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあった派遣労働者の実人数を記載すること。

ロには、イのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により労働者派遣をした派遣労働者数の実人数を記載すること。

ハには、ロのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により派遣先に職業紹介を実施した派遣労働者の実人数を記載すること。

ニには、ハのうち報告対象期間内において派遣先で雇用された派遣労働者の実人数を記載すること。

I 年度報告

8

9

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3
⑤日雇派遣労働者	2	0	0	2	0
⑥登録者 ※	20	—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

(2) 労働者派遣事業の売上高

50,000,000

※労働者派遣事業を行う事業所ごとの労働者派遣事業の売上高について、決算後の金額を記載

(3) 請負事業の売上高

30,000,000

※当該事業所で請負事業を行っている場合の請負事業に係る売上高について、決算後の金額を記載

(4) 海外派遣労働者数 (実人数)

3

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数 (実数)

10

12

11

(2) 労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15	0	5	3	1	1	10	15	0	

(6) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
イ 3 9 作業手順訓練	2	1・2	30	1.5
ロ 5 腰痛防止教育	1	1	30	1
ハ 6 整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	30	1
ニ 7 危険予測訓練	1	2	30	2
ホ 8 災害防止訓練	1	2	30	2

③主な派遣先事業主 (取引額上位5社)

氏名又は名称	所在地
株式会社〇〇〇〇	〇〇県〇〇市
〇〇株式会社	〇〇県〇〇市
株式会社〇〇〇	〇〇県〇〇市
株式会社〇〇	〇〇県〇〇市
〇〇〇株式会社	〇〇県〇〇市

14

13

15

②その他の教育訓練 (①及び(11)に係るものを除く)

訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし)・2 無償 (実費負担あり)・3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし)・2 有給 (無給部分あり)・3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ コンプライアンス研修	2	1	1	1	1
ロ					
ハ					

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数 (人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数 (人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用につながった労働者数 (人)
5	4	4	2

16

17

(8) 雇用安定措置 (法第30条) の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼) を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供) を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用) を講じた人数	第4号の措置 (その他の措置) を講じた人数			第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数	備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、派遣先で就業した人数	教育訓練 (雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣 (※2)		左記以外のその他の措置				
計	30	4	2	15	7	7	5	3	0	3	
3年見込み	3	2	2	1	1					0	
2年半から3年未満見込み	5	1	0	2	1	1	2			1	
2年から2年半未満見込み	3			2	1	1	1			0	
1年半から2年未満見込み	5			2	1	2		1		1	
1年から1年半未満見込み	4			2	1	1	1	1		0	
1年未満見込み (※1)	10	1	0	6	2	2	1	1		1	

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者 (登録中の者を含む) に限る。

※2 (7) 欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数 (人)」の内数であること。

(8) 雇用安定措置(法第30条)の措置の実績

※無期雇用派遣労働者は雇用安定措置の対象外です

17

報告対象期間内における雇用安定措置の対象派遣労働者（雇用安定措置を講じなかった者を含む。）及び各雇用安定措置の区分ごとの派遣労働者の延べ人数を記載すること（60歳以上の者も雇用安定措置の努力義務の対象となります。雇用安定措置を講じなかった場合は、講じなかった人数欄に計上し、備考欄に60歳以上の者〇人等と記載してください。）。

「3年見込み」、「2年半から3年未満見込み」、「2年から2年半未満見込み」、「1年半から2年未満見込み」及び「1年から1年半未満見込み」の対象派遣労働者については、各期間に該当し、かつ当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望している者とする。同一の派遣労働者が複数の期間の区分に該当する場合は、該当する区分のそれぞれの欄に計上すること。

※「1年未満見込み（※1）」欄には派遣元での通算雇用期間が1年以上の者（登録中の者を含む）に限り対象人数として記載すること。

雇用安定措置（雇用を継続するための措置）について

派遣元事業主は、継続就業見込みが一定期間以上であり、継続就業を希望する有期雇用派遣労働者に対し、以下のいずれかの措置を実施する責務が課されています。

【対象者<下記A・B・C>について】

A: 同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある者

B: 同一の組織単位に継続して1年以上3年未満派遣される見込みがある者

C: (A及びB以外の者で) 派遣元事業主に雇用された期間が通算1年以上の者

【措置について】

第1号の措置：派遣先への直接雇用の依頼

第2号の措置：新たな派遣先の提供（同一派遣元での無期雇用派遣労働者への移行を含む）

第3号の措置：派遣元での派遣労働者以外の労働者として無期雇用

第4号の措置：その他の措置（雇用を維持したままの教育訓練、紹介予定派遣等）

期間の区分は、派遣先の同じ職場への派遣期間の見込みの期間とすること。

「同じ職場への派遣期間の見込み」とは、派遣労働者の派遣就業に係る派遣契約期間を通算したものをいうこと。ただし、派遣契約期間の途中で派遣労働者の雇用契約が満了したり、当該派遣労働者の派遣先が変わったりした場合には、当該派遣労働者が同じ職場へ派遣されていた通算期間とすること。

「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」、「第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数」、「第3号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数」及び「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。

「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」について、前年度に派遣先への直接雇用の依頼を行ったが前年度中には直接雇用には結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用には結びついた場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして、「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」及び「うち、派遣先で雇用された人数」のそれぞれに当該人数を記載すること。

「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」について、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」、「紹介予定派遣」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。

「左記以外のその他の措置」については、民営職業紹介事業の許可・届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等の措置をいうこと。

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間あたり)の額)に関する事項

(9)
共通

「協定対象派遣労働者」欄について
労働者派遣法第30条の4第1項の協定を締結している場合は、協定対象派遣労働者の賃金額を記載すること。

労働者派遣法第30条の4第1項の協定
：同一労働同一賃金の実現に向けた「不合理な待遇差をなくすための規定を整備するために締結する」労使協定のこと。

18

①「業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)」について
※ 第3面から第4面に続く

報告対象期間内(第1面の8欄)における、日本標準職業分類(中分類)に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること(日雇派遣労働者については第5面②に記載)。

日本標準職業分類

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm

なお、「66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意すること。

「派遣料金(1日(8時間あたり)の額)」について

1人1日(8時間あたり)の派遣料金額(消費税を含む。)を記載する。

$$\frac{\text{派遣先から得た派遣料金の総額}}{\text{派遣労働者が従事した総労働時間数}} \times 8 = \text{1人1日8時間あたりの派遣料金額 (小数点以下は四捨五入)}$$

「派遣労働者の賃金(1日(8時間あたり)の額)」について

1人1日(8時間あたり)の賃金(労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。)額を記載する。

$$\frac{\text{派遣労働者に支払った賃金の総額}}{\text{派遣労働者が従事した総労働時間数}} \times 8 = \text{1人1日8時間あたりの賃金 (小数点以下は四捨五入)}$$

「全業務平均」について

①欄における各業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。

(例：(30,000+12,000+14,000+12,000) ÷ 4 = 17,000)

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項)

18

①「業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)(続)」について
※ 第3面からの続き

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	31,500	21,000	20,000
4-1 情報処理システム開発	30,000	20,000	20,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他 ()	

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項)

19

②「日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金」について

報告対象期間(第1面の8欄)内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。)第4条第1項第1号から第19号までに掲げる業務に従事させている場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「4-19 看護業務」については、労働者派遣法施行令第4条第2項の規定に基づき准看護師等の看護師以外の者が行う業務を含まないこと。

「全業務平均」について

労働者派遣法施行令第4条第1号から第19号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事したすべての業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。

(10) マージン率等の情報提供の状況

20

該当する各欄に○印をすること(複数選択可)。
※いずれも実施していない場合は欄外に「実施していない」と記載してください。

※マージン率等の情報提供が労働者派遣の実績の有無に関わらず派遣元事業主に義務付けられています(法第23条第5項)。

情報提供の方法は、インターネットの利用、事業所への書類の備付け、その他の適切な方法により行うこととする(則第18条の2第1項)。

情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする(派遣元指針第2の16)。

【情報提供すべき事項】

- ①派遣労働者の数
- ②派遣先の実数
- ③労働者派遣に関する料金額の平均額
- ④派遣労働者の賃金額の平均額
- ⑤マージン率
- ⑥派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
- ⑦その他参考となると認められる事項
- ⑧法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か

様式第11号 (第6面)

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2	0	1	1	0
キャリアコンサルタント	1	1	0	—	—	—
上記以外の担当者	1	1	0	—	1	0
営業職	0	0	0	—	0	0
その他	1	1	0	—	1	0

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
45	13	32	30	5	25	30	5	25

21

22

23

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1) フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給
	(上段) 種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社○年目・5 長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇用派遣労働者・6 その他)		(下段) 対象となる派遣労働者数		(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				40	0	0	0	2	1	1	1
	10	0	0	0	10	0	0	0	備考			
(ロ) ビジネススキル研修	2				5	5	3	2	2	3	1	1
	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) システム設計・技能研修	2				40	40	20	20	1	1	1	1
	10	10	5	5	10	10	5	5	備考			
(ロ) O A機器操作訓練	2				20	20	12	8	2	1	1	1
	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ) ワークスタイル多様化研修	2	4			0	20	10	10	2	1	1	1
	0	10	5	5	0	10	5	5	備考			
(ロ) 経理研修	2				5	5	2	3	2	1	1	1
	5	5	2	3	5	5	2	3	備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任研修	4				0	20	10	10	2	1	1	1
	0	10	5	5	0	10	5	5	備考			
(ロ)									備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					110	110	57	53	1～3年目のaの合計 (c)			277
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					10	10	5	5	1～3年目のbの合計 (d)			25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)					11	11	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			11
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)										1,500		

(11) キャリアアップ措置の実績

<p>(11) 共通</p>	<p>キャリアアップ措置について</p> <p>派遣元事業主は、雇用している派遣労働者のキャリアアップを図るため、①段階的かつ体系的な教育訓練、②希望者に対するキャリアコンサルティングを実施する義務があります（法第30条の2）。</p> <p>【教育訓練計画の内容】</p> <p>①派遣元事業主に雇用されている派遣労働者全員を対象とするものであること。 ②有給、無償で実施されるものであること。 ③派遣労働者のキャリアアップに資する内容のものであること。 ④入職時の訓練が含まれたものであること。 ⑤無期雇用派遣労働者に対しては、長期的なキャリア形成を念頭に置いた内容であること。</p> <p>【希望者に対するキャリアコンサルティング】</p> <p>①相談窓口には、担当者（キャリアコンサルティングの知見を有する者）が配置されていること。 ②希望する全ての派遣労働者がキャリアコンサルティングを受けられること。</p>
<p>21</p>	<p>①「キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数」について</p> <p>「キャリアコンサルタント」 : 厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいう。</p> <p>「上記以外の担当者」には、「営業職」と「その他」の総数を記載すること。 「営業職」：派遣先との連絡調整を行う営業担当者をいう。 「その他」：職業能力開発推進者や3年以上の人事職務経験を有する者をいう。</p> <p>「うち派遣元責任者との兼任状況」は、キャリアコンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。</p> <p>「職務経験あり」 : 過去において職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で3年以上の経験を積んでいる者等をいう。 「知見のある者」 : 過去においてキャリアコンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。</p>
<p>22</p>	<p>②「キャリアコンサルティングの実施状況」について</p> <p>「全派遣労働者数」 : 報告対象期間（第1面の8欄）に在籍していた派遣労働者数（退職者も含む）を記載すること。</p> <p>「実施を希望した者の人数」 : 「全派遣労働者数」のうち、キャリアコンサルティングを希望した実人数を記載すること。</p> <p>「実施した者の人数」 : ①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数を記載すること。</p>

様式第11号 (第6面)

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2	0	1	1	0
キャリアコンサルタント	1	1	0	—	—	—
上記以外の担当者	1	1	0	—	1	0
営業職	0	0	0	—	0	0
その他	1	1	0	—	1	0

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数	実施した者の人数
10	10	5
10	5	2
5	5	3
5	5	2

※「フルタイム(1年以上雇用見込み)」、「短時間(フルタイムより勤務時間が短い)勤務(1年以上雇用見込み)」、「1年未満雇用見込み」のいずれかに該当する番号に○印を付け、別葉にして記載

③ キャリアアップに資する教育訓練 (1)フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給
	(1) 1年目	(2) 2年目	(3) 3年目	(4) 4年目以降	(1) 1年目	(2) 2年目	(3) 3年目	(4) 4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				40	0	0	0	2	1	1	1
	10	0	0	0	10	0	0	0	備考			
(ロ) ビジネススキル研修	2				5	5	3	2	2	3	1	1
	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) システム設計・技能研修	2				40	40	20	20	1	1	1	1
	10	10	5	5	10	10	5	5	備考			
(ロ) O/A機器操作訓練	2				20	20	12	8	2	1	1	1
	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ) ワークスタイル多様化研修	2	4			0	20	10	10	2	1	1	1
	0	10	5	5	0	10	5	5	備考			
(ロ) 経理研修	2				5	5	2	3	2	1	1	1
	5	5	2	3	5	5	2	3	備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任研修	4				0	20	10	10	2	1	1	1
	0	10	5	5	0	10	5	5	備考			
(ロ)									備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					110	110	57	53	1～3年目のaの合計 (c)			277
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					10	10	5	5	1～3年目のbの合計 (d)			25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)					11	11	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			11
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)										1,500		

③「キャリアアップに資する教育訓練」について

「1 フルタイム（1年以上雇用見込み）」、「2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）」、「3 1年未満雇用見込み」のいずれかに該当する番号に○印を付け、別葉にして記載すること。
 報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。

「訓練の内容等」：「ビジネススキル研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。

「対象となる派遣労働者」：上段については、該当する「種別」の番号を最大2つまで記載すること。
 下段については、各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数をそれぞれ記載すること。
 ※「対象となる派遣労働者」について、「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は受講済として扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと。
 ※登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。

「（上段）実施時間の総計」：各受講者に対する教育訓練実施時間の各年の1年間の合計（受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を1年目、2年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、1つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、2年目以降は1年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、2つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。
 ※「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」を受講済とした訓練については、当該者は実際には訓練を受講していないので、「（上段）実施時間の総計」に算入することはできないものであること。

「（下段）受講者の実人数」：各年ごとの受講者の実人数を記載すること。各年に同一の訓練を複数回受講した者は、同年内に重複計上しないこと（例えば、1年目と2年目に同一の訓練を複数回受講した者は、それぞれの年数の欄に1人ずつ計上すること。）。

「OJT」：業務の遂行の過程内において行う教育訓練をいう。

「OFF-JT」：OJT以外の教育訓練のことをいう。
 ※キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。

「訓練費負担の別」：「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することをいう。
 「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することをいう。
 「3 有償」とは、上記以外をいう。

「賃金支給の別」：「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合をいう。
 「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合をいう。
 「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいう。

「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間」：
 「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計」÷「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数」で算出された数字を記載すること（小数点以下切り捨て）。
 ※合計する各年ごとの訓練実施時間は、キャリアアップに関する要件を満たすもの（厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練）のみを合計したものであること。

【厚生労働大臣が定める基準】

- ①「訓練の方法の別」が「1 計画的なOJT」又は「2 OFF-JT」
 - ②「訓練費負担の別」が「1 無償（実費負担なし）」
 - ③「賃金支給の別」が「1 有給（無給部分なし）」である等
- ※フルタイム勤務の者であって1年以上の雇用見込みのあるものについては、1年で概ね8時間以上とすることとされていること。

「1～3年目のaの合計（c）」及び「1～3年目のbの合計（d）」
 : それぞれ1年目から3年目までの値を合計した数字を記載すること。

「1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（c÷d）」
 : 上記の（c）を（d）で除して算出された数字を記載すること（小数点以下切り捨て）。

「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（1人1時間当たり平均）」
 : キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。

様式第11号 (第7面)

II 6月1日現在の状況報告

24

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
52	35	35	9	4	2	2	6	3

② 業種別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者	
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20	0	0
11 その他の技術者					
12-1 医師					
12-2 薬剤師					
12-3 歯科医師、獣医師					
13-1 看護師					
13-2 准看護師					
13-3 保健師、助産師					
14-1 診療放射線技師					
14-2 臨床検査技師					
14-3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者	10	2	2	8	0
26 会計事務従事者	2	0	0	2	2
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

25

II 6月1日現在の状況報告

1. 派遣労働者の実人数	
共通	<p>令和6年6月3日現在において、派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。 日頃は派遣労働に従事している派遣労働者であっても、6月3日に派遣されなかった労働者は除くこと。 ※令和6年6月1日は土曜日に当たるため。</p> <p>「協定対象派遣労働者」欄について 労働者派遣法第30条の4第1項の協定を締結している場合は、協定対象派遣労働者の人数を内数にて記載すること。</p> <p>労働者派遣法第30条の4第1項の協定 ：同一労働同一賃金の実現に向けた「不合理な待遇差をなくすための規定を整備するために締結する」労使協定のこと。</p>
24	<p>①「派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数」について</p> <p>無期雇用派遣労働者：労働者派遣法第30条の2第1項に規定する期間を定めずに雇用される派遣労働者をいう。 有期雇用派遣労働者：労働者派遣法第30条第1項に規定する期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。</p> <p>「通算雇用期間が1年以上の派遣労働者」：派遣元と派遣労働者の雇用契約が6月3日現在において、通算雇用期間が1年以上である派遣労働者数をいう。 「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」：通算雇用期間が1年未満の派遣労働者数をいう。</p>
25	<p>②「業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）」について</p> <p>①「派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数」に記載した派遣労働者の実人数を、業務の種類別ごとに記載すること。</p> <p>日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実人数を所定の欄に記載すること。複数種類の業務に従事した派遣労働者については、報告の対象となる6月3日においてもっとも多く従事した業務に従事したものとすること。</p> <p>日本標準職業分類 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm</p> <p>なお、「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12-1 医師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ限定して派遣が認められていることに留意すること。</p>

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者	20	15	15	5	5
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

25

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業務従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
20	15	15	5	5

26

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2	0	2
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

27

<p>25</p>	<p>②「業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）」について ※ 第7面からの続き</p>
<p>26</p>	<p>③「特定製造業務従事者の実人数（①の内数）」について 労働者派遣法附則第4項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者の実人数を記載すること。 「特定製造業務」とは、物の製造業務で、育児休業等取得者の代替（産前産後休業及び育児休業、並びに産前休業に先行し、又は産後休業若しくは育児休業に後続する休業の場合における代替業務）及び、介護休業取得者の代替（介護休業及び介護休業に後続する休業であって、育児・介護休業法第2条第4号に規定する対象家族を介護するためにする休業をする場合における代替業務）以外のものをいう。</p>
<p>27</p>	<p>④「期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）」について</p> <p>6月3日現在における労働者派遣法第40条の2第1項第2号から第5号までに該当する労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数を記載すること（①欄に記載した派遣労働者計の内数となる）。 なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる6月3日現在においてもっとも該当する事項に記載すること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>「高齢者」：労働者派遣に係る派遣労働者が60歳以上の者である場合。</p> <p>「有期プロジェクト業務」：事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であって一定の期間内に完了することが予定されているもの（終期が明確でなければならない。）。</p> <p>「日数限定業務」：その業務が、通常の労働者の1か月間の所定労働日数の半分以下、かつ、月10日以下しか行われない業務。</p> <p>「育児休業等取得者の代替」：産前産後休業及び育児休業、並びに産前休業に先行し、又は産後休業若しくは育児休業に後続する休業の場合における代替業務。</p> <p>「介護休業取得者の代替」：介護休業及び介護休業に後続する休業であって、育児・介護休業法第2条第4号に規定する対象家族を介護するためにする休業をする場合における代替業務。</p> </div>

様式第11号 (第9面)

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ~ iv に該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者		協定対象派遣労働者
4	2	2	2	2						

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ~ iv の合計)

日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者
0	0

28

29

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
		協定対象派遣労働者
4-1 情報処理システム開発	2	2
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 O.A インストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

30

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	0
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	0
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	0
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	0

31

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

20

32

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	37	13	—	2
健康保険	37	13	—	0
厚生年金保険	37	13	—	0

33

<p>28</p>	<p>⑤「日雇派遣労働者の実人数」について</p> <p>「日雇派遣労働者」のうち、「高齢者」とは労働者派遣法施行令第4条第2項第1号に掲げる者のことをいい、「昼間学生」とは同項第2号に掲げる者のことをいい、「副業として従事する者」とは同項第3号に該当する者であって労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第1号に該当する者のことをいい、「主たる生計者でない者」とは労働者派遣法施行令第4条第2項第3号に該当する者であって労働者派遣法施行規則第28条の3第1項第2号に該当する者をいうこと。</p> <p>当該日雇派遣労働者が、複数の種類に該当する場合、主たる理由と考えられるものに算定すること。</p>
<p>29</p>	<p>⑥「特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数（⑤ i ~ iv の合計）」について</p> <p>⑤欄「日雇派遣労働者の実人数」のうち、「特定製造業務」に従事していた日雇派遣労働者の実人数を記載すること（⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数となる。）。</p>
<p>30</p>	<p>⑦「日雇派遣労働者の業務別実人数（⑤の内数）」について</p> <p>⑤欄「日雇派遣労働者の実人数」のうち、労働者派遣法施行令第4条第1項第1号から第19号までに掲げる業務に従事していた日雇派遣労働者の実人数を記載すること（⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数となる。）。</p> <p>複数種類の業務に従事した日雇派遣労働者については、報告の対象となる6月3日現在においてもっとも多く従事した業務に従事したものすること。</p> <p>「4-19 看護業務」については、労働者派遣法施行令第4条第2項の規定に基づき准看護師等の看護師以外の者が行う業務を含まないこと。</p>
<p>31</p>	<p>⑧「日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数（⑤の内数）」について</p> <p>6月3日現在における労働者派遣法第40条の2第1項第3号から第5号までに該当する労働者派遣に係る日雇派遣労働者の実人数（⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる6月3日現在においてもっとも該当する事項に記載すること。</p>
<p>2.過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数</p>	
<p>32</p>	<p>6月3日現在において労働者派遣事業に係る登録者であった者の実数を記載すること（同日に派遣されている労働者を含み、過去1年以内において派遣されたことがない派遣労働者を除く。）。</p>
<p>3.雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況</p>	
<p>33</p>	<p>報告の対象となる6月3日現在において派遣していた派遣労働者（(第7面) II1①派遣労働者計）について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実人数を記載すること。</p> <p>※6月3日現在において派遣していない者は除かれることに留意すること。</p>